

査答申情第73号

令和6年10月1日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和6年3月28日付け「生生第676号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和6年1月4日付け「生生第483号」でし
た不存在決定を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件の経緯は概ね以下のとおりである。

- ア 審査請求人は、かねてより A から住宅を借り受け、その家賃を、生駒市から、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、住宅扶助として受給していた。
- イ 審査請求人は、平成 25 年 8 月、A とともに「家賃振込先通知書」と題する書面を作成し、生駒市福祉事務所長へ提出して、家賃の給付先(振込先)を、生活保護法第 37 条の 2 に基づき、審査請求人から A へ変更する代理納付を依頼した。
- ウ 生駒市は、上記イの依頼に基づき、当該家賃につき、平成 25 年 8 月分から A への代理納付を開始した。
- エ 審査請求人は、令和 4 年 8 月 20 日、生駒市の生活支援課へ「申立書」と題する書面を提出して、
- a 上記イの家賃振込先通知書に記載されている審査請求人の住所、氏名及び印影を削除すること
 - b 上記ウの A への代理納付を令和 4 年 9 月分の家賃から停止すること
 - c 令和 4 年 9 月分以降の家賃を、審査請求人の銀行口座に振り込むことを求めた。
- オ しかし、生駒市は、令和 4 年 9 月分以降の家賃についても A への代理納付を継続した。
- カ 審査請求人は、令和 5 年 12 月 18 日、生駒市長（以下「市長」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づいて「家賃振込通知書の原本につき、同文書が、申立人が生活支援課に申立書の原本を提出した令和 4 年 8 月 20 日以降も法律上有効な文書であったことを示す書証や法的根拠等一式」（以下「本件行政文書」という。）の開示請

求(以下「本件開示請求」という。)をした。

キ 市長は、令和6年1月4日、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないとして開示しない決定(以下「本件処分」という。)をした。

ク 審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

2 前提事実等

(1) 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第76条第1項は「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、同法第60条第1項は「『保有個人情報』とは…【省略】…地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの…【省略】…をいう。)…【省略】…に記録されているものに限る。」としている。

そして、個人情報保護法第2条第1項は「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と定め、第1号及び第2号で、それぞれ「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、「個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

(2) 市長が本件行政文書を不存在とした理由

家賃の代理納付は「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき行っており、法律等は公にされていることから、開示請求の対象として保有している文書は存在しない。

第3 当審査会の判断

事案に鑑み、まず本件審査請求の適法性について判断する。

個人情報保護法第76条第1項で開示請求の対象としている情報は、行政機関等の保有する自己を本人とする個人情報、つまりその情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができる開示請求者本人に関する情報（他の情報と容易に照合することができることができ、それにより当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができることとなるものを含む。）である。

これを本件についてみると、まず、本件開示請求は、審査請求人が上記申立書を生駒市へ提出し、上記家賃振込通知書に記載されている同人の氏名、住所及び印影の削除を求めたにも関わらず、同市がそれを拒否し、家賃の代理納付を継続しているとして、上記家賃振込通知書が令和4年8月20日以降も法律上有効な文書であったことを示す書証や法的根拠等一式の開示を求めるものであり、これはすなわち、同市が同人の求めに応じることなく代理納付を継続していることの法的根拠の開示を求めるものである。

そうすると、本件開示請求は、個人情報保護法がその開示請求の対象としている行政機関等が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものではないから、本来、却下されるべきものであった。

以上を踏まえると、本件処分を取り消し、上記の法的根拠を開示するよう求める本件審査請求も、また、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではないから不適法であると言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法であり却下を免れない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第4 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月28日	・市長からの諮問（生生第676号）を受けた。
令和6年4月19日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和6年8月5日 （第178回審査会）	・審議を行った。
令和6年8月27日 （第179回審査会）	・審議を行った。
令和6年8月30日 （第180回審査会）	・審議を行った。
令和6年9月11日 （第181回審査会）	・審議を行った。
令和6年9月24日 （第182回審査会）	・審議を行った。
令和6年10月1日 （第183回審査会）	・審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	